

第7章 実行計画の推進体制と進行管理

1 実行計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市民・コミュニティ組織・事業者・市の各主体が自主的に対策を推進するとともに、それぞれの役割を踏まえ、各主体が温暖化対策に関する情報を共有し、温暖化問題に対する理解を深め、協働して取り組むことが効果的であることから、以下の組織等を活用して推進します。

1) 地球温暖化対策を推進する組織の形成

地球温暖化問題の解決のためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取り組みを推進することが重要なことから、市民・事業者・市からなる懇話会等、既存の組織を活用して行います。

2) 国・他の自治体との連携・協力

地球温暖化防止のための対策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町といった様々な機関と連携・協力します。

3) 庁内の推進体制

本市では、本計画に基づき、地球温暖化対策を計画的に推進していくため、庁内の事務局（環境保全室）を通じて、各部・室等の地球温暖化対策に関連する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取り組みを推進します。

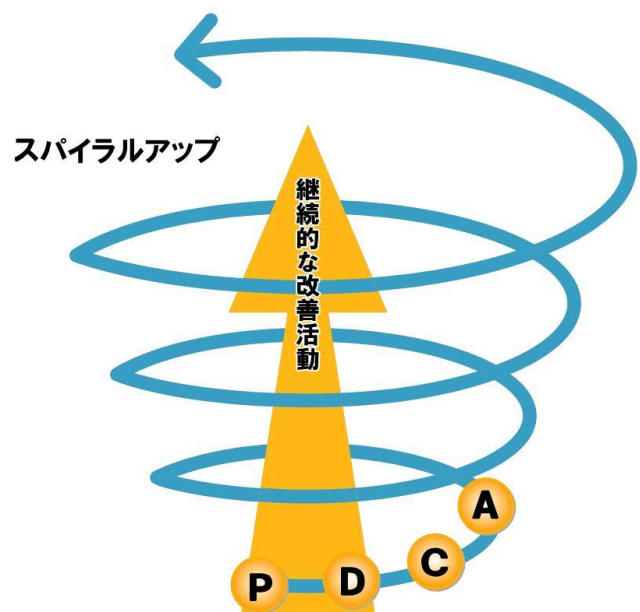
4) 地球温暖化防止活動推進センターとの連携

本市は、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進センターと連携し、市民・コミュニティ組織・事業者に対する普及啓発を始めとする地球温暖化対策を推進します。

2 進行管理と管理手法

地球温暖化防止対策の取り組み状況を定期的に把握し、二酸化炭素の排出状況とあわせ総合的に評価することにより、計画を推進する上で課題等を明らかにします。

計画の浸透を図ることにより各主体の実践行動を促すとともに、「計画(Plan)⇒実行(Do)⇒点検・評価(Check)⇒見直し(Action)」というマネジメントサイクルにより、計画の進捗状況や取り組みによる効果を検証し、必要な見直しの検討を行います。



3 実行計画の見直し

本計画は、平成32年度までの計画です。今後の温室効果ガスの排出状況の推移、地球温暖化に関する各種施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

特に、地球温暖化防止に関する国際的な枠組みや国における今後の方針に注視し、変遷する状況に対応いたします。

本計画に基づく地球温暖化対策については、環境審議会に対して計画の諮問し、答申を受けます。

